

国道 443 号三橋瀬高バイパスの一部区間が 4 車線に

徳益インターチェンジからみやま柳川インターチェンジを結ぶ主要道路の渋滞解消に期待

国道 443 号三橋瀬高バイパスの水町南交差点（三橋町棚町）から高柳交差点（みやま市瀬高町高柳）までの 1.8 キロメートルが 2 車線から 4 車線に広がりました。同バイパスは、平成 24 年 3 月に開通。有明海沿岸道路の徳益インターチェンジと九州縦貫自動車道みやま柳川インターチェンジを結ぶ市民の皆さんの生活に身近な主要道路です。交通混雑の緩和や物流の効率化を図るため、県が平成 28 年度に 4 車線化整備事業に着手。道路や柳瀬大橋の工事をし、3 月 22 日に開通式を迎えました。式には、県や柳川市、みやま市の関係者、地元住民など約 200 人が参加。式では、瀬高保育園による歌とダンスや山門高校吹奏楽部による演奏が披露され、柳瀬大橋で行ったテープカットには同園の園児が参加するなど子どもから大人まで開通を祝いました。



【上】4 車線に広がった国道 443 号三橋瀬高バイパス
【下】子どもから大人までたくさんの人の祝福を受け開通した



開通式に参加した松永市長は「有明海沿岸道路や九州縦貫自動車道へのアクセスがより円滑となり、物流の効率化や交通混雑の解消が図れるものと考えています。これからの地域の産業や観光に新たな活力を生み出してくれるものと大いに期待しています」と開通を喜びました。

【問】市建設課整備係 (☎ 0944・77・8548)

もしものときの備え とびうめネットに登録しませんか

病歴や服薬中の薬などが医療機関と共有され、迅速で適切な診療と措置につながります

急な病気の発症は、いつ、どこで起こるか分かりません。もしもの時に持病などの医療情報を瞬時に医療機関と共有するために国が取り組む「マイナ救急」に加えて、県が独自で取り組む「とびうめネット」を 5 月から始めます。「とびうめネット」を合わせて利用すると、救急隊などに医療情報が共有され、万が一急病で意識がなくなった時でも迅速で適切な診療や措置ができます。利用には事前登録が必要ですが、費用はかかりません。もしもの時に備えて、ぜひ登録してください。



- 対象者 市内に住民登録がある人
- とびうめネットに登録する情報 ▶氏名▶性別▶住所▶生年月日▶アレルギーの有無▶緊急連絡先▶病歴▶服薬内容など

※参加する医療機関は、市公式サイトで確認してください。

●登録するメリット ▶本人の意識が無い場合や「とびうめネット登録カード」を携帯していない場合でも登録する医療機関が医療・介護・健診の情報を確認できる▶アレルギーの有無や緊急連絡先などマイナ救急よりも医療機関が確認できる情報が多い

●申込方法 5 月 1 日（金）から右の QR を読み取り申し込むか、市地域包括支援センターや市健康づくり課、市福祉課の窓口で申し込み



※申し込みが完了すると、自宅に登録カードが届きます。登録カードを携帯しておくと、万が一の時に安心です。



【問】同センター (☎ 0944・75・6321)

市有地の 5 区画を先着順で分譲中

市外からの転入や新婚、子育て世代などは最大 40%の割引特典があります



市は、人口減少の抑制と新婚や子育て世代の定住促進のため、市有地（定住促進住宅地）を分譲しています。申請は随時受け付けていますが、申し込み状況により、終了する場合があります。

●所在地、面積、価格 佃町 71 番 8 外 4 筆

区画	面積	売却価格
B	262.23 m ² (79.32 坪)	8,129,000 円
C	245.29 m ² (74.20 坪)	7,604,000 円
D	237.22 m ² (71.75 坪)	7,354,000 円
E	235.27 m ² (71.16 坪)	7,505,000 円
G	224.88 m ² (68.02 坪)	7,039,000 円

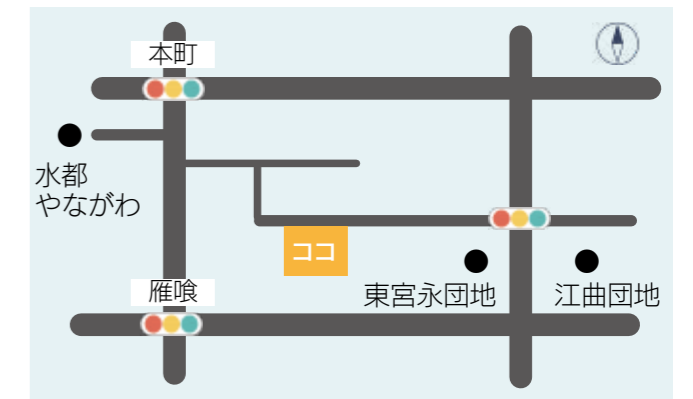
●申込資格 ▶申込日の属する月の初日で申込者またはその配偶者（婚姻予定を含む）が 45 歳以下▶3 年以内に居住用住宅を建設し、居住すること▶同居予定の子または配偶者がいること▶分譲代金の支払いが可能であること▶申込者と同居予定者に市税などの滞納がないこと▶転売を目的とした購入ではないこと▶暴力団員ではないことなど

●申込方法・決定方法 申込書と必要書類を市財政課へ提出。申込書や募集要領は、同課や市公式サイトで

入手可。先着順で決定

●転入・新婚・子育て世帯などの割引特典 ①市外からの転入 = 10%割引②結婚を機に購入する場合や婚姻届提出後 1 年以内の場合 = 10%割引③夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合 = 10%割引④中学生以下の子どもや 65 歳以上の高齢者がいる場合 = 子ども 1 人、高齢者 1 人につき 10%割引⑤市内事業所に勤務しているか市内で自営業を行っている場合 = 10%割引 ※①～⑤の割引は重複できませんが、最大 40%割引です。

【問】同課管財係 (☎ 0944・77・8433)



補助金を使って危険な老朽家屋を解体しませんか

45 万円を上限に老朽家屋の解体費を補助しています

少子高齢化の進行で、全国的に空き家や空き地が増加しています。空き家や空き地の管理は、所有者や管理者の責任です。近隣住宅や通行人に被害が出たときは、損害賠償を請求されることがあります。市は、老朽家屋の解体費の一部を補助します。補助は原則、同じ敷地内で 1 回限りです。補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助の対象外になります。詳しくは市公式サイトで確認してください。



●補助金額 解体費用の 2 分の 1、上限 45 万円まで
●対象建築物 次の全てに該当する建築物
▶周辺の住環境を悪化させ、放置されている木造か軽量鉄骨の住宅▶床や基礎、外壁など、老朽度の判定基準による各評点の合計が 100 点以上の建築物▶所有権以外の権利が設定されていない建築物▶地方公共団体などの所有権がない建築物▶公共事業による移転、建て替え、その他の補償の対象でない建



●補助金受取までの流れ ①市都市計画課へ相談②同課で内容を確認、現地調査③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出④交付決定後、解体工事⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る
【問】同課建築係 (☎ 0944・77・8544)